

ご結婚式・ご披露宴規約

制 定 2017年 6月 1日

最終改正 2019年 7月 1日

京王プラザホテル（以下「ホテル」といいます。）は、ご結婚式・ご披露宴（以下「披露宴等」といいます。）に関して、以下の通り規約を定めております。

1. 適用範囲

- (1) ホテルがお客様と締結する披露宴等に関連する契約（以下「本契約」といいます。）は、この規約の定めるところによるものとし、この規約に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。
- (2) ホテルが、法令および慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

2. 契約の成立

本契約は、お客様による結婚式承り書へのご署名および申込金20万円のお支払をもって成立するものといたします。ただし、ホテルは、見積り金額に応じて、申込金の金額を、半額を限度に減じることがあります。申込金は、披露宴等の代金または解約料・期日変更料の一部として取り扱います。

3. お支払い

- (1) ホテルは、お客様から披露宴等の日時、規模・出席者数およびお料理の内容等をお聞きした上で、披露宴等の費用の見積りを提示いたします。お客様は、提示された披露宴等の見積金額を、披露宴等開催日の7日前まで（銀行振込の場合は10日前まで）に前払金としてお支払いください。
- (2) 前項の指定期日までに見積金額のお支払いがない場合は、契約は解約されたものとさせていただきます。
- (3) 披露宴等開催後に確定したお支払い金額が前払金を超過した場合は、その超過額を披露宴等開催日から20日以内にお支払いいただきます。また、前払金に余剰が生じた場合は、披露宴等開催日から20日以内にご返金いたします。

4. 人数確定後の変更

ご出席者の人数は、披露宴等開催日の2日前正午に確定させていただきます。確定後は、ご出席者数が減少した場合であっても確定した人数分の料金を頂戴いたします。また、すでに手配が完了している別注品については、その料金を頂戴いたし

ます。

5. 利用時間およびその延長

- (1) 会場のご利用時間は、事前にホテルと取り決めた利用時間内といたします。
- (2) お客様の都合により、前項の利用時間を超過した場合には、所定の超過料金を頂戴いたします。ただし、利用時間の延長に応じられない場合もございます。

6. 解約・期日変更

- (1) お客様が披露宴等の契約を解約する場合には、別表のとおり解約料を頂戴いたします。
- (2) お客様が披露宴等の日程を延期する場合は、別表のとおり期日変更料を頂戴いたします。ただし、元の日程から1年以上先への延期は解約とみなし、解約料を頂戴いたします。

7. 装飾・余興等の手配

- (1) 装飾・余興・衣装・引出物・装花・撮影等（以下「装飾等」といいます。）は、ホテル指定の会社をご利用ください。
- (2) お客様のご都合で、ホテル指定会社以外の会社等をご利用になる場合は、ご準備・お持込料について、あらかじめホテルとお打合せさせていただきます。

8. ブライダルコンテンツの著作権

披露宴等にて編集した音源を使用する場合、また、ご披露宴の記録用映像に楽曲が記録される場合は、音楽の著作権処理を行う必要があります。詳しくは別途ご案内する資料でご確認ください。

9. 損害賠償

お客様、披露宴等のご出席者または装飾等に関しお客様が直接依頼された会社等が、ホテルの施設・備品等を破損された場合は、お客様にその損害を賠償させていただきます。

10. 施設内における事故・盗難

ホテルの施設内において、お客様の管理下で発生した事故・盗難等につきましては、ホテルの故意または重大な過失がある場合を除き、ホテルは一切責任を負いかねますので十分にご注意ください。

1 1. 禁止事項

次に掲げる行為等につきましては禁止事項としております。ホテル、その敷地及び周辺において、当該行為を行うことはご遠慮ください。

- ①法令で禁じられている行為
- ②公序良俗に反する行為
- ③太鼓などの打楽器、金管楽器等の大音響を発する楽器・機器等の持込み
- ④ご出席者への提供を目的とした飲食物の持込み
- ⑤補助犬以外のペット類の持込み
- ⑥引火・発火のおそれのあるものの持込み
- ⑦悪臭を発するものの持込み
- ⑧危険な行為
- ⑨備品等の移動、損傷・破損
- ⑩予約時の使用目的以外の利用
- ⑪その他、ホテルまたはホテルの他のお客様の迷惑となる行為

1 2. ホテルによる解約

以下の場合には、披露宴等を解約させていただきます。解約に伴う損害賠償等、金銭のお支払いは一切いたしかねます。

- ①お客様が本規約に違反したとき
- ②お客様またはご出席者、お客様が直接依頼した装飾等の会社が暴力団、暴力団員、暴力団関係団体その他の反社会的勢力であることが判明した場合
- ③お客様がホテルに対し、暴力、脅迫もしくは恐喝を行い、または威圧的な要求をし、若しくは合理的範囲を超える負担を要求した場合
- ④天災その他ホテルの責任に帰することのできない事由により会場の使用ができない場合

1 3. 個人情報の取扱い

お客様およびご出席者等の個人情報は、披露宴等に関するご案内、確認等のご連絡等に使用するほか、美容、着付け・写真、招待状、引出物等のホテル指定会社でのサービス提供に使用場合があります。その他、個人情報の取扱いについてはホテルHPのプライバシーポリシーをご確認ください。

(<https://www.keioplaza.co.jp/pp.html>)

1 4. 変更等

施設および景観の保全・維持管理等のため、ホテルは、予告なく、建物・植栽・室内の装飾品・器具・備品類の変更や修繕を行う場合がありますので、予めご了承

ください。

15. お客様においてお支払い無きときのご負担

披露宴等の代金、解約料または期日変更料をお支払いいただけない場合には、新郎・新婦のご両家において連帯してご負担いただきますようお願いいたします。

16. 準拠法・合意管轄

- (1) 本契約の解釈および効力は日本法によります。
- (2) お客様とホテルは、本規約に基づく契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

17. 規約の変更

- (1) ホテルは、ホテルの裁量によりこの規約を変更することがあります。
- (2) ホテルがこの規約を変更する場合、規約を変更する旨および変更後の規約の内容ならびにその効力発生日について、効力発生日の1ヶ月前までに、ホテルホームページに掲載します。
- (3) 変更後の規約の効力発生日以降に、お客様が規約に基づくホテルのサービスを利用したときは、規約の変更に同意したものとみなします。

【別表】解約料・期日変更料（第6条関係）

解約日・変更日 (開催日から起算)	解約料	期日変更料
契約成立日から 181日前まで	申込金の50%	—
180日前から 121日前まで	申込金の全額	申込金の50%
120日前から 61日前まで	「実費」および 「実費を除いた見積金額」の20%	申込金の全額
60日前から 31日前まで	「実費」および 「実費を除いた見積金額」の30%	「実費」および 「実費を除いた見積金額」の10%
30日前から 11日前まで	「実費」および 「実費を除いた見積金額」の50%	「実費」および 「実費を除いた見積金額」の30%
10日前から 前日まで	「実費」および 「実費を除いた見積金額」の80%	「実費」および 「実費を除いた見積金額」の50%
当日	見積金額の全額	見積金額の全額

※見積金額は、最新見積金額又は契約成立時の見積金額のいずれか大きい金額を適用いたします。(サービス料・税金を除く)

※実費は、納品済みの物品等の費用および外注品等の解約料です。